

日印CEPAの現状と活用促進

2014年8月20日 ジェトロ・ニューデリー事務所



日印包括的経済連携協定(Comprehensive Economic Partnership Agreementは2011年8月1日に発効

原産地規則

インド側に迂回貿易の防止に対する強い懸念があり、一般規則としてより厳格なルール(CTSH and VA 35%)を採用しつつ、我が国が輸出関心のある多くの産品については、より貿易促進的なルールを採用した。

サービス貿易

両国とも、WTOにおける約束水準を越える約束を行う。具体的には、インド側は、電気通信、金融等、日本側は実務、教育、環境等に関して市場アクセス及び内国民待遇に係る約束を改善する。

自然人の移動

両国とも、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び専門家を含む自然人の移動に関し、WTOにおける約束水準を上回る約束を行う。また、両国の自然人の入国・滞在に係る要件及び手続の透明性を向上させる。

投資

両国は、内国民待遇、投資設立後の最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、国対投資家の紛争解決をはじめとする投資自由化・保護規定につき、高いレベルの規律を確保する。

知的財産

両国は、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を確保するとともに、権利取得に係る手続の簡素化の措置をとる。また、具体的な知的財産の保護水準に関し、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性や、周知商標の更なる保護といったWTO協定水準を超える知的財産保護を規定した。

協力

両国間の経済連携の強化を図ることを目的として、環境、貿易・投 資促進、情報通信技術、エネルギー、観光等の分野において協力を 促進する。

ビジネス環境整備

両国政府,民間部門及びその他の関係機関の参加を得て,事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備向上に資する 仕組みを提供する。

TBT・SPS(強制規格,任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置)

小委員会において、情報交換等の協力を促進するための協議メカニズムを設置する。後発医薬品の承認審査においては、国内法令の要求を満たす限りにおいて、相手国の申請者に内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了させる。また、相互承認の手続きについて規定。

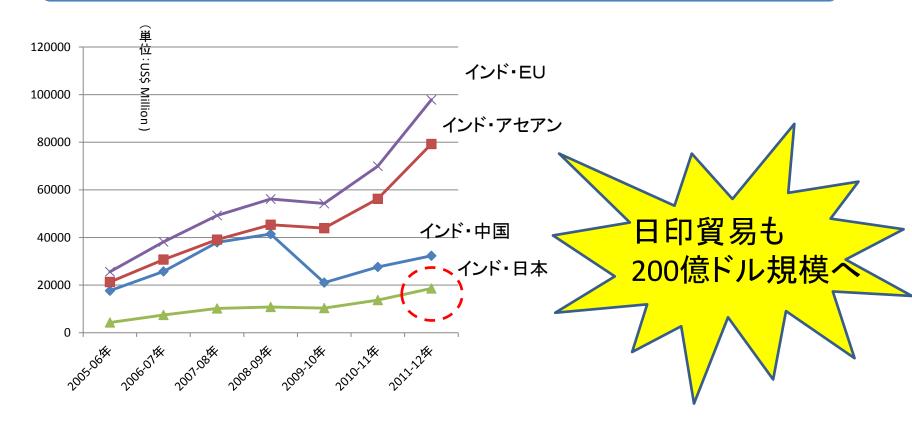
税関手続

税関手続きの透明性の確保・手続きの簡素化及び調和を通じた 貿易の円滑化、効果的な取り締まりの確保のため、協力・情報 交換を推進する。

(出所)経済産業省資料

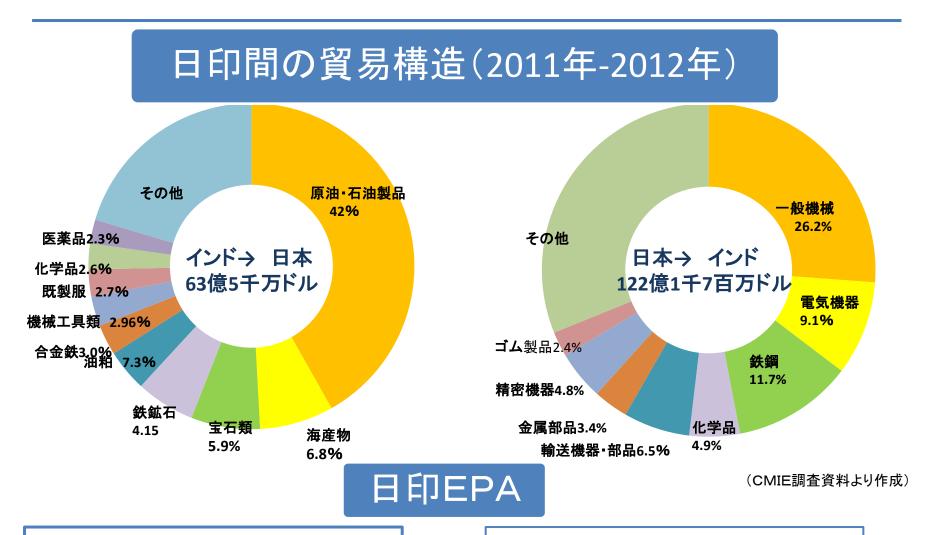


インドと主要貿易相手国との貿易額の推移 (2005年-2012年)



(インド商工省商務局貿易データより作成)





日本はインドからの輸入の約97%を10年間で無税に

インドは日本からの輸入の約90%を10年間で無税に



日本側の市場アクセス改善の概要

鉱工業分野: ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

農林水産分野:

農産品:ドリアン・アスパラガスは即時関税撤廃

唐辛子・スイートコーンは7年で関税撤廃

カレー・紅茶は10年で関税撤廃

林産品: 製材は即時関税撤廃

水産品:えびは即時関税撤廃 冷凍たこは7年で関税撤廃

えび調製品及びくらげは10年間で関税撤廃



インド側の市場アクセス改善の概要

インドが側が譲許した品目(一例)

| 分野 | 品目 | 基準税率 | 交渉の結果 |
|-------|------------|-------|---------------------|
| | ディストリビューター | 7.5% | 10年撤廃 |
| | 点火コイル | 7.5% | 10年撤廃 |
| | バンパー | 10% | 10年撤廃 |
| 自動車部品 | 消音装置(マフラー) | 10% | 10年撤廃 |
| | ディーゼルエンジン | 12.5% | 6年間で5% まで関税削減 |
| | ギアボックス | 12.5% | 8年間で6.25% まで関税削減 |
| 鉄鋼製品 | 熱延鋼板 | 5% | 5年撤廃 |
| | 冷延鋼板 | 5% | 5年撤廃 |
| | 合金鋼 | 5% | 5年撤廃 |
| | 亜鉛めっき鋼板 | 5% | 5年撤廃 |
| 電気電子 | リチウムイオン電池 | 10% | 10年撤廃 |
| | DVDプレーヤー | 10% | 10年撤廃 |
| | MP3プレイヤー | 5% | 5年撤廃 |
| | レンジ | 10% | 10年撤廃 |
| | 鉛蓄電池 | 10% | 10年撤廃 |
| | 自動車用ラジオ | 10% | 10年撤廃 |

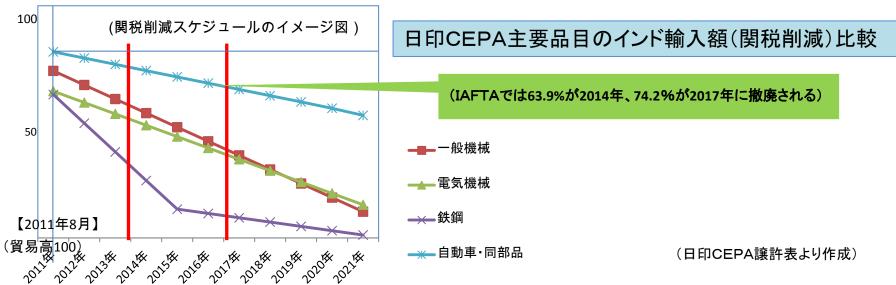
| 分野 | 品目 | 基準税率 | 交渉の結果 |
|-----------|------------------|------|-------|
| | ブルドーザー | 7.5% | 10年撤廃 |
| | 産業用ロボット | 7.5% | 10年撤廃 |
| | エアコン部品 | 10% | 10年撤廃 |
| 一般機械 | 蒸気タービン ガスタービン | 7.5% | 10年撤廃 |
| | 織機 | 7.5% | 10年撤廃 |
| | 印刷機械 | 7.5% | 10年撤廃 |
| | 工業用ミシン | 7.5% | 10年撤廃 |
| 6±6# 41 □ | 綿織物 | 10% | 即時撤廃 |
| 繊維製品 | 衣類 | 10% | 即時撤廃 |
| 化学品 | 印刷用インク | 7.5% | 10年撤廃 |
| | ナイロン | 10% | 10年撤廃 |
| 農産品 | 盆栽 | 5% | 即時撤廃 |
| | ナガイモ | 30% | 10年撤廃 |
| | ŧŧ | 30% | 10年撤廃 |
| | イチゴ | 30% | 10年撤廃 |
| | 柿 | 30% | 10年撤廃 |

(出所)経済産業省資料



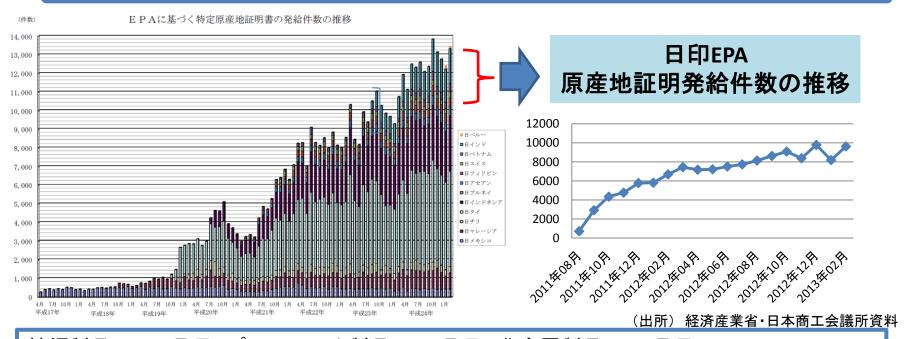
日印CEPAの関税譲許の特徴 ⇔ インド・アセアンFTA

- 関税品目べ一ス(HS8桁)で【86.4%】撤廃 インドが締結したFTAで最高水準
 → IAFTA【同74.2%】 (貿易金額ベースで【90%】⇔IAFTA【75%】)
- 即時撤廃2074品目(繊維HS50-63)・機械類HS84)【18.4%】・5年撤廃509品目(鉄鋼HS72)【4.5%】・10年段階撤廃7164品目【63.5%】
- 自動車·同部品(HS87)10年段階撤廃【35.6%】 ⇔IAFTA【一部】
- 2014年での自由化レベルではIAFTAでは7775品目【63.9%】を撤廃 → 品目によってIAFTAの方が有利





日本→インド 特定原産地証明書発給件数推移



鉄鋼製品13,700品目、プラスティック製品5,400品目、非金属製品4,400品目、 鉄鋼3,400品目、ゴム製品3,200品目 タイ・インドネシアに次いで活用件数第3位。(2012年度)

ナット、ドアロック、ワイヤーハーネス、熱延シート、スチールシート、ガスケット、クッションなど 自動車部品が最大の産品数。



インドラ日本 特定原産地証明書発給件数推移

2011年8月1日- 2011年12月31日 発給件数:16,015件

2012年1月1日- 2012年12月31日 発給件数: 43,985件

化学品・アパレル・繊維製品・機械工具・海産物・金属・皮革製品 雑貨・果物・香辛料が主な発給品目

(出所:インド輸出審査委員会EIC)

インド側発給機関: Export Inspection Council & Agency

問合せ先:

Export Inspection Council

Web: http://www.eicindia.gov.in/eic/index1.htm



重要

関税番号HSコードを調べる

HSコードとは全ての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号

- 輸出者が輸入者を通じて相手国税関に問い合わせる
- 税関ウェブサイトやジェトロのWorldTariffウェブサイトから調べる (http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/)
- 過去の実績で統計品目番号を調べる

日印CEPAの関税譲許表を調べる

インド側

インド商工省商務局> Trade Agreement > IJCEPA
 (http://commerce.nic.in/trade/IJCEPA_Basic_Agreement.pdf)

日本側

• 外務省>Regional Affairs>Asia>India > CEPA Japan& India> Annex 1 (http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x01_e.pdf)

ステップ 2



譲許表でEPA税率を 確認

譲許表「B5」の段階的 引き下げ・撤廃の例

| Column 1 | Column 2 | Column 3 | Column 4 |
|--------------------|----------------------------|-----------|----------|
| Tariff Item Number | Description of Goods | Base Rate | Category |
| 39081010 | Nylon moulding powder | | A |
| 39081090 | Other | 10 | B10 |
| | | | : |
| | | | : |
| 39094020 | Phenol formaldehyde resins | | X |

- ●インド側のColumn 4の記号の意味
- A :即時撤廃(協定発効時に関税撤廃) Bn:段階的関税撤廃(n+1回に分割して段階的に関税撤廃)
- Pa:変則的な関税削減(1品目:250ccを超えるエンジン)
- Pb:変則的な関税削減(1品目:ギヤボックス及びその部分品) X:関税削減対象から除外
- (日本の譲許表の区分は、A. B7, B10, B15, Xの5種類)

●補足

「Pa」:10.62%→5%に変則的に削減(2017年1月1日)

「Pb:11.25%→6.25%に変則的に削減(2019年1月1日)

年数の数え方:発効年を1年目と数える。

削減日:第1回目の削減は協定発効時。第2回目以降の削減日は毎年4月1日。

ただし、Pa. Pb については第2回目以降の削減日は毎年1月1日。

Column 1: 関税番号

Column 2: 品目名

Column 3: 基準税率 関税が毎年均等に引き 下げられる品目につい て、引き下げが開始され る基準となる税率を表示

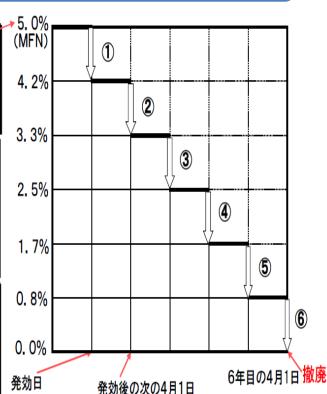
Column 4: 区分 関税の引下げ・撤廃の区 分(方式)を記号で表示 基準税率 5.0% インドの場合、基準税率は 2007年4月1日現在の MFN税率である。

X年目の税率の計算

1回目の削減幅 5.0÷6=0.833 X年目の税率

5. 0-X×0. 833

註:日本の一般特恵関税 日インドEPA発効以前の 一般特恵関税の殆どは日 インドCEPA税率に取っ て代わった。



(出所) JETRO EPA資料

2011年8月1日

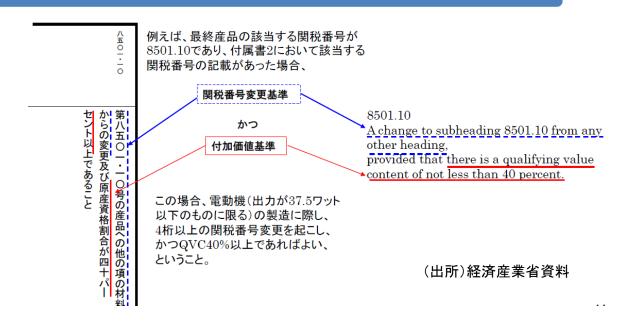
11



原産地規則

一般規則:付加価値基準35%以上関税分類変更 HS6桁レベル

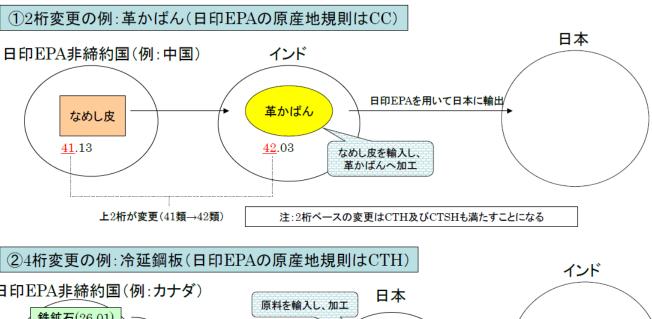
1759品目で品目別規則の例外

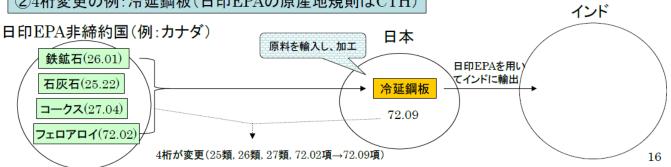




関税番号変更基準

産品の製造において非締約国から輸入した非原産材料について、「関税番号での 桁数の変更」を満たせば原産品と認める基準





ステップ 3-②



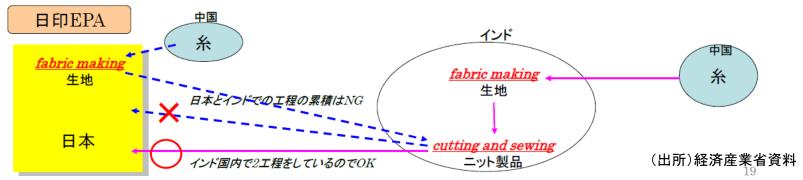
付加価値基準

$$QVC(\%) = \frac{FOB - VNM}{FO^{B_{\text{IR}}} \otimes FO^{\text{B}}} \times 100$$

QVC(Qualifying Value Content) 原産資格割合 FOB(Free On Board) 本船渡し産品取引価額 VNM(Value Non-originating Materials) 非減産材料の合計価額

ステップ 3-3

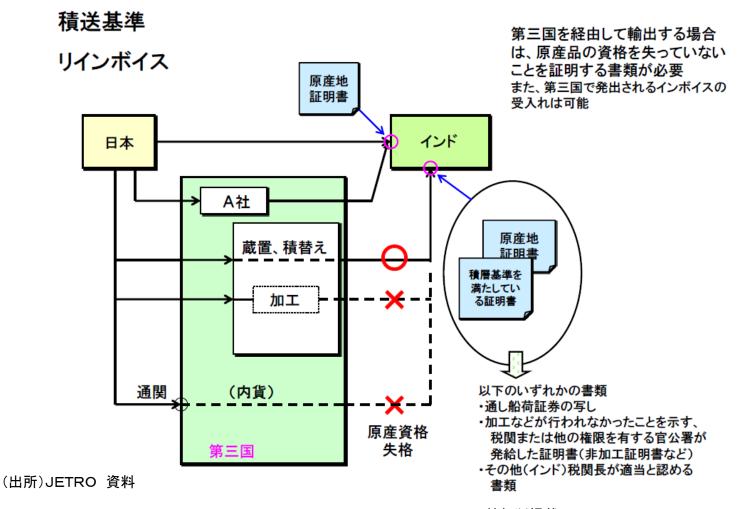
加工工程基準(繊維)← 2工程ルール



Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved. 禁無断掲載



積送基準



ステップ 4



原產地証明書発給申請(日本商工会議所)

原産地証明書記載事項ー ① 第1欄-第7欄 原産地証明書記載事項一② 第8欄-第10欄 〇原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国 *原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局は"ISSUED 1. Exporter's Name, Address and Country Number of page に所在する者がインボイスを発行する場合 RETROACTIVELY"のボックスにチェック(✓)を付し、第3欄に船積日を記入。 ⇒第三国発行インボイス番号が判明している場合 * 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、新規の番号を 輸出者の名称、住所、国名 「Third Country Invoicing」のボックスにチェック 付した新規の原産地証明書が発給され、第8欄に"CERTIFIED TRUE (√)を付し、第8欄に当該インボイスを発行する者の名称 COPY"及び当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。この場合、 2. Importer's Name, Address and Country: COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT 及び住所を記入。 当初の原産地証明書は無効となる。「再発給」された新規の原産地証明書の 檀油港EN實替港EPUBLIC OF INDIA AND JAPAN ⇒原産地証明書の発給時に第三国で発行される 輸入者の名称、住所、国名 有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。 荷卸港、船名又 インボイスの番号が不明の場合 「遡及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。 はフライト番号 「Third Country Invoicing」のボックスにチェック CERTIFICATE OF ORIGIN 製造業振興 8. Remarks: (✓)を付し、第8欄に当該インボイスを発行する者の名称 を分かる範囲で 3. Transport details (means and route)(as fa as known): Issued in 及び住所を記入。この場合、輸入者は税関に対し、取引 輸送の手段及び経路(分かる範囲で) ☐ ISSED RETROACTIVELY 関係が判明するような資料を提出。 Third Country Invoicing 4. Item number (as necessary); Marks and numbers: Number and kind of packages; Description of 5. Preference 9. Declaration by the exporter 10. Certification good(s): HS tariff classification r HS2007年版,6桁 I, the undersigned, declare that: It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration and date(s) それぞれの産品ごとの品番(必要に応じて)、記号及び番号、包装の 特惠基準 重量又は インボイ the above details and statement are true and accur by the exporter is correct. 原産国の国名を記入。 個数及び種類、品名、HS番号 その他の スの番号 数量 及び日付 "A"又は"B" 輸出締約国の権限のある当局又は指定 issuance of this certificate のいずれか1 団体による記入。 原則として日本へ the country of origin of the good(s) described above is つを必ず記入 の輸入に用いられ ・日付(原則として船積日を含めその るインポイス(第三 Competent governmental authority 甲が今3円以内⇒それより後の発給を 例えば、 国インボイスを含 遡及発給として扱う。) Place and Date む)の番号・日付。 グロス ただし、第三国イ 重量又 Stamp 輸出者(又は代理人)による記入 署名(自署又は署名の形状の印字) ンポイスの番号・ Signature 証明書申請の日付 卜重量 日付が不明の場合 Place and Datel 必要に応じ、DMI(第32条-僅少の非原産 ・署名(自署又は署名の形状 には、輸出国で発 ゴム印は不可 材料)、ACU(第31条-累積)、FGM (第 Name (printed) の印字) 行されるインボイ 36条-代替性のある産品及び材料) を追記。 スの番号・日付。 Name (printed Company Signature ゴム印は不可 出所:財務省関税局 出所:財務省関税局 原産地証明書発 HSコードの確認 原産性判定依頼 事前振込連絡票 企業登録



EPAで基本関税がゼロでも16.85%の内国税がかかる



基本関税: 0%の場合

2012年度予算案での物品税改定に伴い、相殺関税も 10%から12%に税率アップした。一方、相殺関税に係 る教育目的税は免除されることが決まった。

輸入関税率の計算方法(相殺)

は現行物品税率に準拠)

| 1117 11 112 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 | | C SELL LAW DE LA CALL | |
|---|-------|-----------------------|--------------------------|
| | 関税率 | 実効関税 | 計算内容 |
| 輸入額 | _ | 100 | |
| 基本関税 | 10.0% | 0.0 | 基本関税 |
| | (小計) | 100.0 | 輸入額+基本関税=(1) |
| 相殺(追加)関税(12%) | 12.0% | 12.0 | 相殺関税=(1)×0.12 |
| | (小計) | 112.0 | 輸入額+基本関税+相殺関税=(2) |
| 教育目的税(3%) | 3% | 0.36 | 税額小計(12.0)×0.03 |
| | (小計) | 112.36 | (2)+教育目的税=(3) |
| 特別追加関税(4%) | 4% | 4.4944 | 特別追加関税=(3)×0.04 |
| | (合計) | 116.85 | FTA等を利用して「基本関税」がゼロになったとし |
| 実効関税率(%) | | 16.85 | ても、引き続き16.85%の納税義務は残る。 |

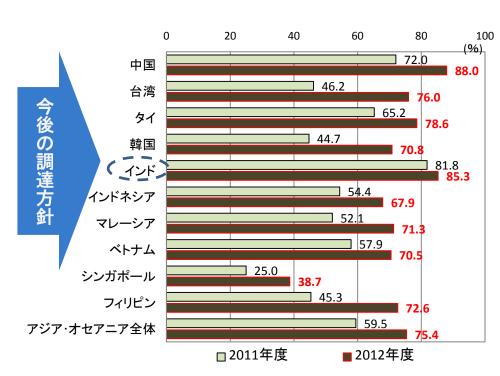
- ・部品・原材料で輸入し国内で製造加工する場合⇒国内製造品の物品税から黄色セル分が控除可能(計16.49%)
- ・消費財の完成品輸入には国内小売価格(MRP)を基準に関税が算出され、特別追加関税は控除となる



進出日系企業の部品・原材料の 調達先内訳【国別】

(%, 100 80 2.4 5.6 中国(n=474) 60.8 31.4 台湾(n=47) 53.3 2.2 5.7 6.2 32.7 5.04.3 7.1 タイ(n=417) 52.9 30.7 49.7 韓国(n=63) 4.75 35.0 35.4 45.2 12.7 **7.2** 6.1 28.9 43.0 14.3 3.7 9.8 インドネシア・ 29.4 10.9 8.1 9.6 マレーシア(n=147) 42.4 29.0 ベトナム(n=158) 27.9 13.2 11.3 9.8 37.9 シンガポール・・ 26.8 14.9 **4.7** 10.4 43.3

今後の調達方針「現地調達率を引き上げる」と 回答した企業の割合



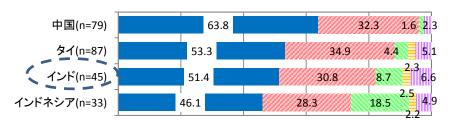
業種別【輸送機器関連部品】の調達状況

■日本

26.2

フィリピン(n=60)

出所) ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」(12年10~11月実施)



50.9

ASEAN

中国

現地調達化の流れへ

8.0 5.7 9.2

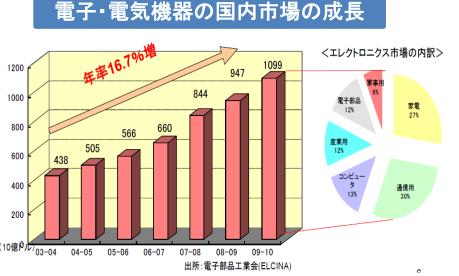
∭その他

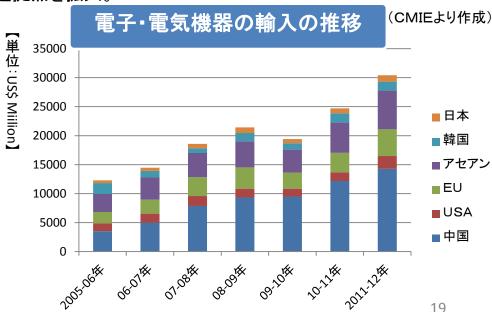


インド貿易赤字の最大の懸念(電子・電気機器)

→ 電子産業政策による裾野振興

- インドのエレクトロニクス市場は2020年には4,000億ドル規模に。このままの国内生産では2020年の輸入は 3,000億ドルに急拡大する。これはインドの原油輸入額を上回る。
- 2012年 インド政府は国家製造業政策と並行し、電子産業政策を発表。50エーカー規模の電子加工区には、 100クロール規模の相対比でインフラ資金の無償提供。入居電子・電気企業にもさまざまな投資奨励インセン ティブや間接税免除のスキームを発表した。
- ラジャスタン州ビワディ地区には電子産業会(ELCINA)などがSPVを構成し開発準備中。 今後グジャラート州や南インドにも電子産業向けの工業団地が開発されていく予定。
- 日系企業はダイキンやパナソニックがインドで製造拠点を拡大。







日印EPAのまとめ

- 日印の相互補完的な経済アライアンス:最高のビジネスパートナー 【日印経済界からの声】
- 今後の安定した相互の投資・ビジネス環境の確保
- ・ 厳格な原産地規則 → 削減スケジュールと原産地条件の精査
- 10年後には段階を踏んで9割が無税になる
 - → 日本からの輸出拡大・生産拡大・雇用の創出・維持に貢献
 - ← 日本の産業空洞化にならない
- グローバル調達の促進 (他のFTAと組み合わせ活用) (高付加価値部品は日印EPAを活用し日本から、汎用部品はIAFTA を活用しアセアン拠点からでインド国内競争に対応)
- 国家製造業政策・電子産業政策の動向
- ・ 西方世界への製造拠点

投資促進



競争力強化



内需依存から輸出促進へ



インド進出日系企業のEPA活用と要望(1)

アパレルメーカー: 日印CEPA活用。関税ゼロ。インド側からの急ぎの空輸便への原産地取得が可能となった。

家電メーカー:原材料にAIFTA活用。BIS認定の義務付け縛りに苦慮。一案として日本にてBIS規格製造し日印CEPAの利用を検討中。インド側で不当にHSコードの文句つけられている。

家電メーカー:優良グリーンチャネルにより通関は全てスムーズ。日印CEPAを活用。但し、原産地の準備に3日取得に3日かかる。日本側で緊急空輸に対するCOの発給を速めていただきたい。自己認定ができないか。MRPラベルは輸入通関時にならないか。このため市場を失う。BIS規格を80カ国で採用する製品安全CE規格で代用できないか。BIS規格のクリアが手間すぎる。

家電メーカー:日印CEPA活用。HSコードの解釈上の間違いを指摘された。グリーンチャネル即時通関ができなくなった。聴覚受信機のHSコードがDRI(関税収入調査局)より変更され、変更しないとペナルティや厳罰と指摘された。他の日系競合他社と歩調を合わせ法的措置をとる予定。実際にHSコードを調査したところMRP対象関税から昨年すでに除外され、昨年5月までの船荷はまぬかれた。



インド進出日系企業のEPA活用と要望②

日系食材販社Oは、日本食材の輸入に関し、MRPのステッカー方式から包装印刷に変更され、船積みを止められた。

化粧品メーカー: 化粧品をMRP最高小売価格の関税対象から除外してほしい。新規製品の場合チェンナイの検査機関におくられ通関に2カ月かかった。

紙おむつ輸入販社Pは、日印CEPA原産地証明に関しインド側で2007年度のHS分類で通 関時に税関で2012年度HS分類にないとして、CEPAの適用を拒否された。根拠条文を税関 に明示することができた。

自動車セットメーカーSは、インドアセアンFTAを活用し、インドで生産した部品をタイへインドから輸出し、原産地証明をインド側で取得した。インドの様式が異なることから部品品目がはみ出し、数ページにわたった。タイ側で1インボイス1原産地証明の原則に反し連番でも認められないと拒否された。



インド日本商工会の対インド政府建議書2013年3月提出

税務

- 移転価格税制に係る総合商社の事業内容解釈の適正化
- ·物品·間接税(GST)の迅速な導入と運用の徹底
- ·特別経済区域(SEZ)入居企業への最低代替税(MAT)の適用除外

制度

- ・鉄鋼製品のインド規格(IS)取得義務の撤廃、特定製品への同義務免除
- ・日本国弁護士による法律事務等の解禁
- ・知的財産に係る現行実務の運用改善、早期審査制度等の新たな導入
- ・ビザ発行手続きの改善、滞在許可の取得更新手続きの改善

゚゚゚インフラ

- ・チェンナイ・バンガロール産業回廊への日系企業の意見反映
- ・国道8号線(NH8)の排水路、歩道橋等の環境整備促進
- ・安定的な電力供給の実現
- ・国際基準に則した公営工業団地の造成

その他

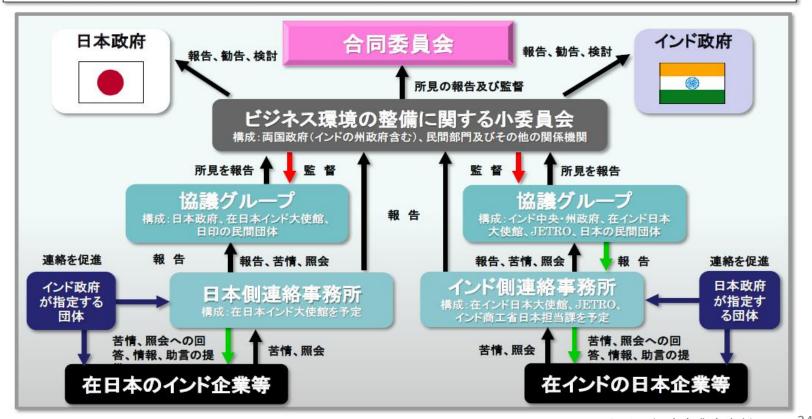
- ・通関手続システムの高付加価値のシングル・ウィンドウ化、通関手続き24時間化
- ・外銀の自由度の拡大(送金証明書の簡易化、支店開設の積極認可等)
- 保険分野の外資規制(上限26%)の緩和



ビジネス環境整備委員会の活用

ビジネス環境の整備

両国政府、民間部門及びその他の関係機関の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備向上に資する 仕組みを提供。インド側に関しては、中央政府に加え、州政府も招聘することが可能。





ご清聴ありがとうございます

ジェトロ・ニューデリー事務所 経済連携促進アドバイザー 大穀 宏 JETRO New Delhi (Business Support Centre) 6th Floor Eros Corporate Tower Nehru Place, New Delhi -110019,India

E-mail: <u>Hiroshi_Daikoku@jetro.go.jp</u>

TEL: 011-4168-3008 Mobile:09873087021